

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 藤永知子 ほか18名

被控訴人 埼玉県知事ほか4名

### 証拠説明書（甲第35～39号証）

2012（平成24）年7月11日

東京高等裁判所 第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野本夏生

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲35	八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（抜粋）	H23.11	国土交通省関東地方整備局	八ッ場ダムの事業者である国土交通省自身が行った八ッ場ダム検証の報告書において、八ッ場ダムの洪水調節効果が八斗島地点で平均1,176m <sup>3</sup> /秒との計算結果が示されているが、八ッ場ダムがない場合に洪水被害が発生するのかどうかは明らかにされておらず、また、利根川下流部・江戸川における八ッ場ダムの効果も明らかにされていないこと。	写し
甲36	H23利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書	H24.3	パシフィックコンサルタンツ株式会社	八ッ場ダムの治水効果は、河道貯留効果（①支流の流入による洪水の減勢、②川幅の広がりによる洪水の減勢）により、下流へ行くほど大きく減衰していくこと。八ッ場ダムがない場合に河道で対応が不足する流量は、国土交通省の計算でも、水位にすると、江戸川上流でおおむね3cm～6cmにすぎず、東京都が面する江戸川下流ではさらに小さい効果しかないこと。	写し
甲37	国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書	H24.3.1	塩川鉄也衆議院議員	甲57の答弁書の前提となった質問の内容。	写し

甲38	衆議院議員 塩川鉄也君 提出国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問に対する答弁書	H24. 3. 9	内閣総理大臣 野田佳彦	国土交通省が甲55の報告書作成にあたり、八ッ場ダムの治水効果について行った計算の方法とその結果等。	写し
甲39 の1	行政文書開示決定通知書	H24. 4. 18	国土交通省 関東地方整備局	甲58の2は、国土交通省が首都圏氾濫区域強化対策事業に関する文書開示請求に対し開示した文書であること。	写し
甲39 の2	首都圏氾濫区域堤防強化対策事業のうち、事業執行計画及び計画図、工種別・市町別移転家屋執行計画及び執行状況、実施状況図		国土交通省 関東地方整備局	利根川中流部（利根川右岸深谷市付近から五霞町まで、江戸川右岸の五霞町から吉川市まで）の堤防を拡幅する事業が平成16年から実施され、利根川の第1期は平成30年度までに、残事業は利根川水系河川整備計画に基づく整備期間中に完成する予定であること。これにより、国土交通省の過大な氾濫想定を前提としても、埼玉県における破堤を防止するために八ッ場ダムを建設する必要がなくなること。	写し

以上